

遠賀町教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	遠賀町教育委員会
任命権者	遠賀町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
遠賀町における障がい者雇用に関する課題	<p>遠賀町教育委員会は、職員総数が13人程度の小規模な機関であり、独自に職員を採用する権限は持っていない。</p> <p>障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員は、遠賀町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○職員は、遠賀町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障がい者が利用しやすい環境に配慮した環境整備を行うほか、障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>○新規に採用した障がい者については、定期的な面談により配慮等を把握し、必要に応じて継続的な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、可能な範囲で適切に実施する。</p>
④その他	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。